

入札説明書

関西高速鉄道株式会社（以下「発注者」という）の書架等の買入にかかる入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 公告日

2025年10月 3日（金）

2 業務概要

- | | |
|-----------|-----------------------|
| (1) 業務名称 | 書架等の買入 |
| (2) 業務内容 | 書架等の買入仕様書による |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から 60 日間 |
| (4) 納入場所 | 発注者が指定する場所に納入する |
| (5) 設置場所 | 発注者が指定する業者が設置場所まで運搬する |
| (6) 組立て設置 | 受注者が設置場所で組立て設置する |

3 公正な入札の確保

入札参加者は、関係法令、入札公告、入札説明書、契約書案の各条項及び次の各号に定める事項を遵守しなければなりません。

- (1) 入札に際し、発注者の指示に従い、円滑な入札に協力すること。
- (2) この入札説明書のほか、仕様書、質問回答書、契約書案及びその他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札すること。
- (3) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）、刑法（明治 40 年法律第 45 号）等に抵触する行為をしないこと。
- (4) 入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めること。
- (5) 落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示しないこと。
- (6) 必要に応じて発注者が行う事情聴取その他の調査に協力し、誓約書等の提出に応じること。

4 入札参加資格

次のいずれかに該当する者は、入札に参加することができません。

- (1) 入札公告に定める入札参加資格を有しない者
- (2) 公告の日から入札日までの間において、次のいずれかに該当することとなった者
 - ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和 2 年大阪府規則第 61 号）第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外者、同規則第 9 条第 1 項に規定する誓約書違反者又は同規則第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当したと認められる者
 - イ 大阪府との契約において、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する入札談合等をいう。）の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者。ただし、参加資格審査申請書の提出日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。
- (3) 正常な入札執行を妨げる等の行為をなすおそれのある者又はなした者

5 入札参加資格審査申請手続き等

入札参加者は、次により入札参加資格審査申請に関する書類を発注者に提出し、当該入札の入札参加資格の有無について審査を受けてください。

(1) 提出期間

2025 年 10 月 3 日（金）午前 10 時から 10 月 9 日（木）午後 5 時まで

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前 10 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までです。

(2) 提出書類

ア 「入札参加申込書・入札参加資格審査申請書」（様式第 1 号）

イ 入札公告 2 (2) に係る「契約（取引）実績等調書」（様式第 2 号）

ウ 入札公告 2 (2) に係る契約書の写し又は「契約実績に係る証明書」（様式第 3 号）

エ 入札参加資格審査通知書送付用封筒

※ 長形 3 号封筒に送付先を明記し、切手 460 円分（書留郵便代）を貼付してください。（普通郵送料 110 円＋簡易書留料金 350 円）

※ 手渡しを希望される場合は切手及び封筒は不要です。

（手渡し期間：通知日から入札日の前日まで、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前 10 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで）

(3) 提出場所

大阪市福島区福島三丁目 14 番 24 号 福島阪神ビル 11 階

関西高速鉄道株式会社 総務業務部総務課 TEL 06-6485-8720

(4) 提出方法

提出書類は持参してください。郵送、宅配便又は電送等は認めません。

(5) 入札参加資格の審査結果通知

2025 年 10 月 15 日（水）付けで、申請者に対し「入札参加資格審査結果通知書」で通知します。なお、入札参加資格がないと認められる場合は、その理由を記載して通知します。

6 入札に関する質問と回答

入札公告、入札説明書及び仕様書等に関する質疑応答は、次のとおりとします。

(1) 質問受付期間・提出方法

2025 年 10 月 3 日（金）午前 10 時から 10 月 9 日（木）午後 5 時まで

・「質問書」（様式第 4 号）を添付した電子メールにより、関西高速鉄道㈱メールアドレス（soumuka@kr-railway.co.jp）まで提出してください。

・電子メールの件名に、「書架等の購入に関する質問」と記載してください。

・持参、郵送、ファクシミリ及び電話等の方法は受け付けません。

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は質問があった場合のみ、2025 年 10 月 15 日（水）に本件の入札参加資格者全員に電子メールで通知します。

7 入札保証金

入札保証金は免除します。

8 入札の日時及び場所

(1) 日時：2025 年 10 月 20 日（月）午後 1 時 30 分

(2) 場所：大阪市福島区福島三丁目 14 番 24 号 福島阪神ビル 11 階
関西高速鉄道株式会社 会議室

9 入札の方法

- (1) 入札参加者は、所定の入札書（様式第5号）に記名押印の上、指定された日時及び場所において、所定の入札箱に投入してください。郵送又は電送による入札は認めません。
- (2) 代理人をして入札させるときは、委任状（様式第7号）を持参させ、入札執行時までに関西高速鉄道㈱に提出してください。この場合、入札書には委任者と代理人を併記し、代理人の押印をもって入札してください。
- (3) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、同一の入札に参加する他の入札参加者の代理人を兼ねることはできません。
- (4) 入札書に記載する金額については、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（いわゆる税抜き価格）としてください。
- (5) 入札会場への入室は、原則として入札参加者1名のみとしてください。
- (6) 入札にあたって封筒に入れる必要はありません。

10 入札の辞退

- (1) 入札参加者は、入札の完了まで、いつでも入札を辞退することができます。ただし、一旦、辞退した場合は、それを撤回し、又は当該入札に再度参加することはできません。
- (2) 入札参加資格者が入札を辞退するときは、次に掲げるところにより行うものとします。
 - ア 入札前にあっては、入札辞退届（様式第6号）に関西高速鉄道㈱に提出してください。
 - イ 入札中にあっては、入札辞退の旨を入札書に記載し、入札箱に投入するものとします。
- (3) 入札時間を過ぎても入札書を提出しない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなします。
- (4) 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いを受けるものではありません。

11 入札書の書換等の禁止

入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

12 入札の取り止め等

- (1) 入札参加者が法令等に抵触する疑いがあるときなど、関西高速鉄道㈱が必要と認めるときは、入札を延期し、中断し、若しくは保留し、又は当該入札に関する調査を行うことがあります。この場合において、調査の結果、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を取り止めることがあります。
- (2) 前項により関西高速鉄道㈱が調査を行うときは、入札参加者は調査に協力しなければなりません。
- (3) 入札の執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取り止めることがあります。
- (4) 入札の取り止め等をしたことによる、入札参加者が被った損失について、関西高速鉄道㈱は一切の責めを負いません。

13 開札

開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において、原則として入札者を立ち会わせて行い、その結果を口頭で知らせるものとします。

14 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。なお、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合には落札決定を取り消します。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時及び場所に提出されない入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札又は金額の記載の不鮮明な入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 談合その他の不正行為により入札を行ったと認められる者のした入札
- (8) 同一の入札について、2 以上の入札をした者の入札
- (9) 同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (10) 同一の入札について、2 者以上の代理人である者のした入札
- (11) 前各号に掲げるもののほか、指示された条件に違反した者が提出した入札

15 落札者の決定

有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とし、その者の契約希望金額を落札金額とします。この場合において、落札金額に 1 円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとします。ただし、落札者となるべき最低の価格での入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者順位を決定します。

なお、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合にあっては、当該入札書を提出した入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることを確保するため、当該入札者に照会するものとします。

16 再度の入札

- (1) 開札をした場合において、落札者とすべき者がいないときは、直ちにその場所において再度入札を行います。この場合において、再度の入札の回数は、2 回以内とします。
- (2) 再度の入札を行うときは、次のいずれかに該当する入札をした者は再度の入札に参加することはできません。
 - ア 当初入札において上記 14 の(1)から(3)まで及び(7)から(10)までの規定により無効とされた入札をした者
 - イ 当初入札において上記 14 の(11)の規定により無効とされた入札をした者で、再度の入札に参加させることが不相当と認められる者

17 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければなりません。
 - ア 納付期日 契約締結の日
 - イ 納付場所 大阪市福島区福島三丁目 14 番 24 号 福島阪神ビル 11 階
関西高速鉄道株式会社 総務業務部総務課
- (2) 契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。
 - ア 関西高速鉄道㈱が認めた契約保証金に代わる担保となる有価証券
 - イ 関西高速鉄道㈱が確実と認めた当該契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する金融機関の保証

- (3) (1)にかかわらず、保険会社との間に債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の 100 分の 10 以上）を締結した場合は、契約保証金免除申請書（様式第 8 号）を提出することにより契約保証金を免除します。

18 誓約書の提出

落札者は、大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）第 11 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式第 9 号）を、落札決定後速やかに「入札公告」に示す提出先へ提出（郵送又は持参）しなければなりません。誓約書を提出しないときは契約を締結しません。

19 契約手続等

- (1) 落札者は、契約書に記名押印し、落札決定の翌日から起算して 7 日以内（土・日曜を除く。）に関西高速鉄道㈱に提出してください。ただし、関西高速鉄道㈱の承諾を得た場合は、この期間を変更することができます。
- (2) 落札者が前項に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失います。
- (3) 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者が次のいずれかに該当した場合は、契約を締結しないことがあります。この場合、関西高速鉄道㈱は一切の責めを負いません。
- ア 関西高速鉄道㈱より入札参加停止の措置を受けることとなった場合
 - イ 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合
 - ウ 大阪府との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けた場合
- (4) 落札者が契約を締結しないときは、違約金として入札価格の 100 分の 110 に相当する金額の 100 分の 5 に相当する金額を関西高速鉄道㈱に支払わなければなりません。

20 留意事項

- (1) 入札に参加するための費用は、入札参加者の負担とします。
- (2) 提出された申請書類等は、返却しません。
- (3) 入札参加者は、入札後、入札公告、入札説明書、契約条項、仕様書等について不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできません。
- (4) 入札に際しては、すべて関西高速鉄道㈱の指示に従ってください。

以 上